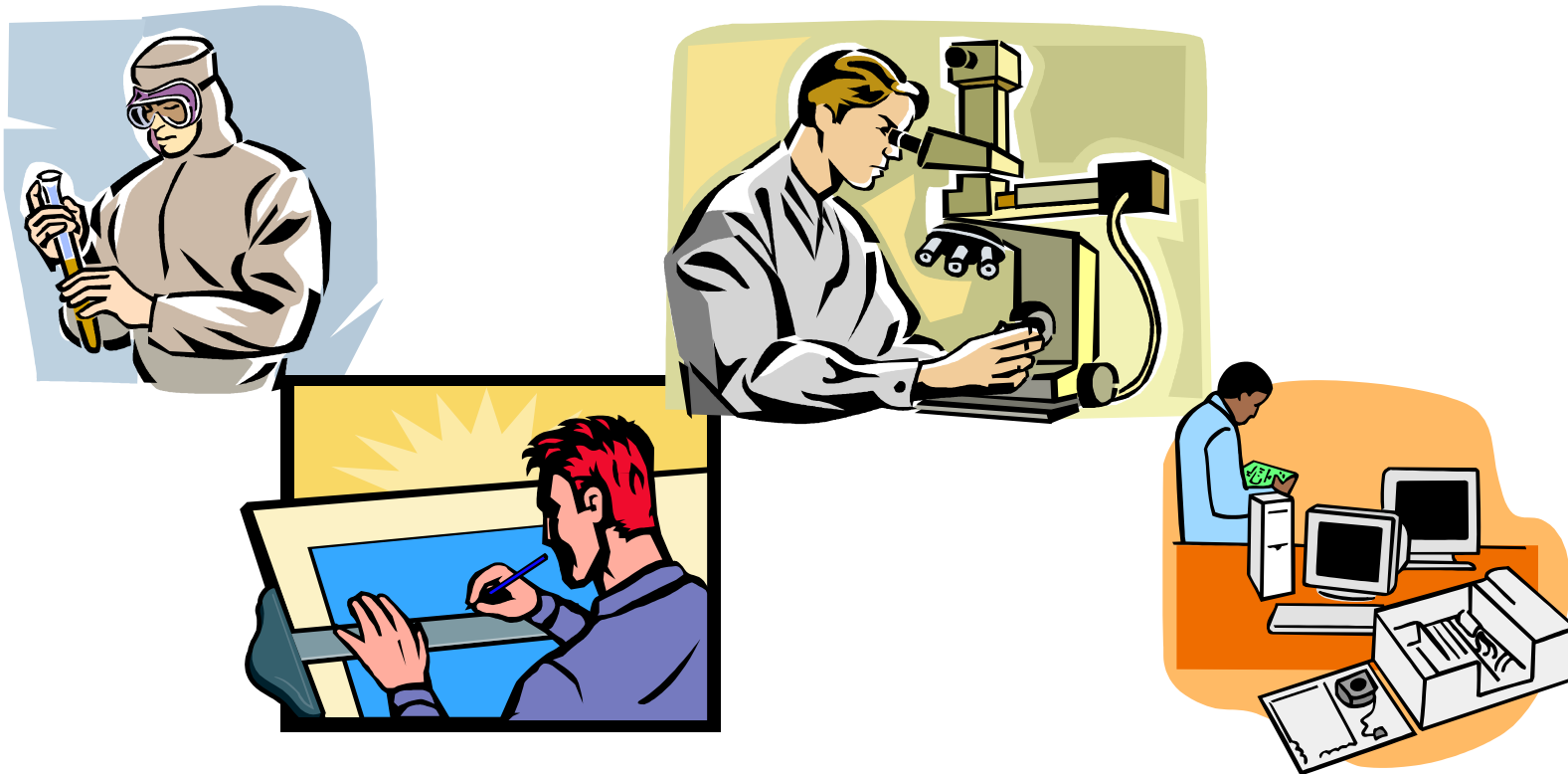


研究開発における税制優遇措置について



平成18年11月
四国経済産業局参事官(産学官連携推進担当)まとめ

研究費は税額控除の対象となります！

～ 試験研究費の一定割合が法人税額から控除されます～

【控除前】

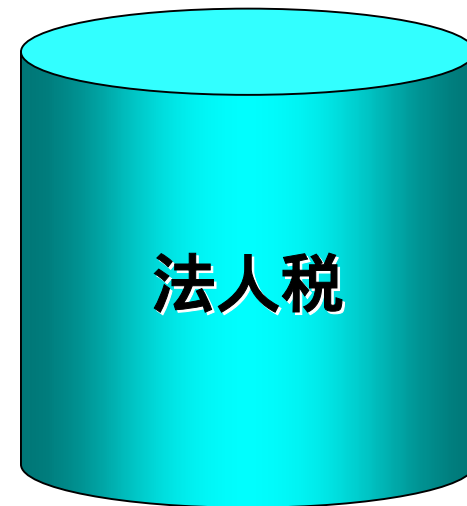


-

【控除後】



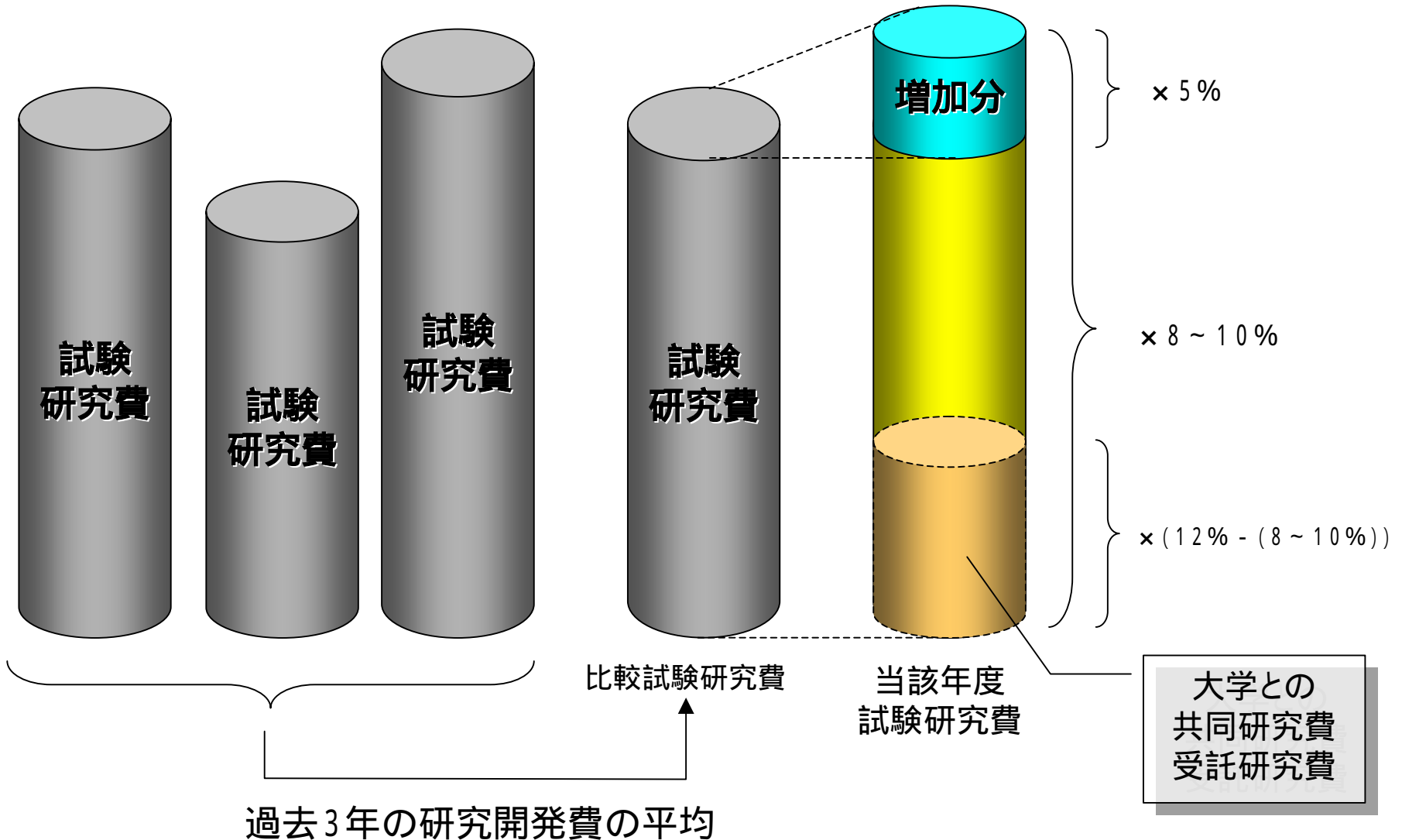
=



試験研究費の控除計算の一例

控除額: + +

控除額は法人税額の20%までが限度



研究開発を進める場合、産学連携をする方がお得です！

研究開発をする場合、**産学連携**により研究を進める方が、より税制優遇される場合があります。

(**特別試験研究税額控除制度**)

特別試験研究費が増加すれば、**控除額** も増えることとなります。

控除額には**限度額**があります。限度額を超えた控除分については、翌年度に繰り越すことが可能です。

中小企業の場合は、別の制度でも同程度の優遇が受けられるものがあります。

(**中小企業技術基盤強化税制**)



特別試験研究費
(大学との共同研究費・受託研究費)

当該年度
試験研究費

お問い合わせ先

「特別共同試験研究税額控除制度」については、認定が必要な場合がございます。まずは下記宛お問い合わせください。

四国経済産業局産業技術課

電話：087 - 811 - 8518 (ダイヤルイン)

経済産業省産業技術環境局大学連携推進課

電話：03 - 3501 - 0075 (ダイヤルイン)



注意！

税額控除を受けられるかどうかは、**最終的には国税庁、国税局及び税務署の判断**となりますので、控除の詳細なご相談については、国税庁等にお問い合わせください。